

カニや果物の強引な売りつけに要注意！

カニやリンゴ、オレンジなどを強引に売りつけられた、といった相談がここ2年間で大幅に増加しています。特に4月以降は前年同期比で1.7倍もの相談が寄せられています。被害にあっている方の7割が60歳以上の高齢者であり、8割が契約してしまったからの相談です。

▼北海道のカニを送ると電話で勧誘され、はじめは優しい口調だったが次第に脅迫口調「そんなもの冷蔵庫に入れておけばいいじゃないか。一々家族に相談するんじゃないか。買え」等と怒鳴られ怖くなって1万円のカニを契約してしまった。▼カニの電話勧誘を受けたが、「契約しません」ときっぱり断ったが「送るからな」と言い捨てて電話が切られた。業者名はわからない。▼独居老人の家に訪問してきた事業者は、断ったにもかかわらず無理矢理玄関に50個入りの箱を置いて、試食のリンゴを手渡した。事業者は男2人だったので怖くなり言われるがまま代金を支払った。契約書も領収書もなく事業者の名前もわからない、などの相談事例があります。

昨年12月に特定商取引に関する法律が改正され、生鮮食品もクーリング・オフができるようになりました。また、訪問販売や電話勧誘販売では一度断っている消費者への再勧誘は禁止されています。相談者の中には曖昧に返事をしていたらカニが送られてきてしまったというものもあります。必要のない場合は「いりません」「お断りします」ときっぱり断ることが肝要です。それでもしつこく強引に勧誘してきた場合は、断った上で相手の話が途中でも一方的に電話を切りましょう。また万が一承諾してしまった場合は、商品が届いても開封せず事業者名、住所を控え業者宛にクーリング・オフ通知を出すほか、商品は受け取り拒否をしましょう。もし不安に感じたらすぐに消費相談窓口へ相談してください。

県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を月曜日から金曜日まで電話または面接で受け付けています。電話番号は058-277-1003です。土曜日は電話相談のみ受け付けています。

